

## 第8節 原子力事故災害対策計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るために必要な対策について定める。

実施担当	全部署
防災関係機関	各関係機関

### 1 対策範囲と災害想定等

#### (1) 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

##### ア 地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下のとおり発電所からの距離等に応じて区域等を区分している。

##### (ア) 即時避難区域（PAZ:Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。

避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

<b>即時避難区域（PAZ）</b>
柏崎市の一部
刈羽村

##### (イ) 避難準備区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）

半径概ね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。

緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

<b>避難準備区域（UPZ）</b>
柏崎市の一部
長岡市の一部
小千谷市
十日町市の一部
見附市
燕市の一部

上越市の一部
出雲崎町

(ウ) 放射線量監視地域 (UPZ外)

UPZの外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

イ 発電所と本市の位置関係

本市は、発電所から約35～80キロメートル先に位置しており、放射線量監視地域 (UPZ外) に属し、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受け入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故 (原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。) を想定する。

(3) 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針 (以下「原災指針」という。) で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

イ 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

ウ 全面緊急事態

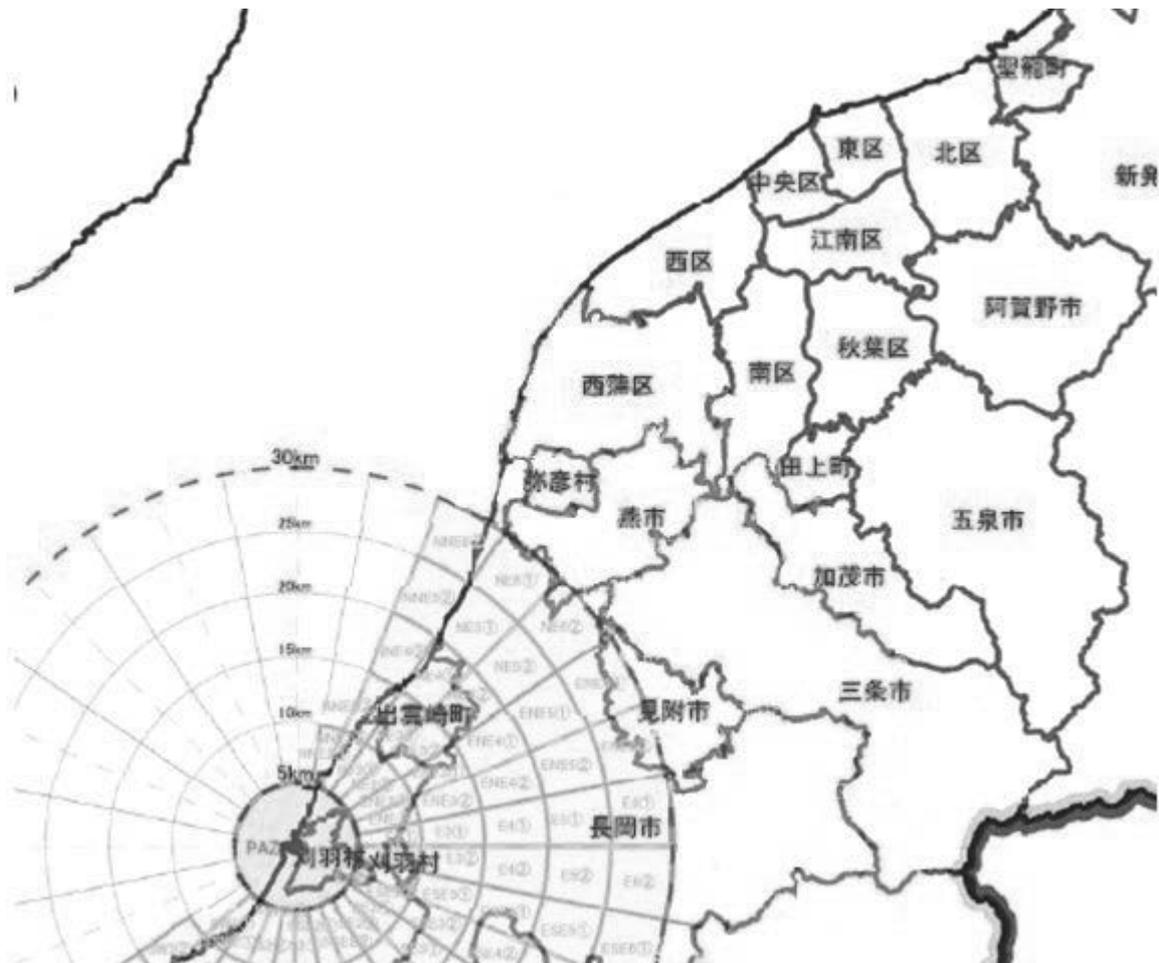
発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(4) 市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、資料編 表6-1-8-1に示す。

(5) 用語の解説

本計画における主な用語の解説は、資料編 表6-1-8-2に示す。



市町村による原子力安全対策研究会  
「実効性のある避難計画（暫定版）」より

## 2 災害予防対策

### (1) 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

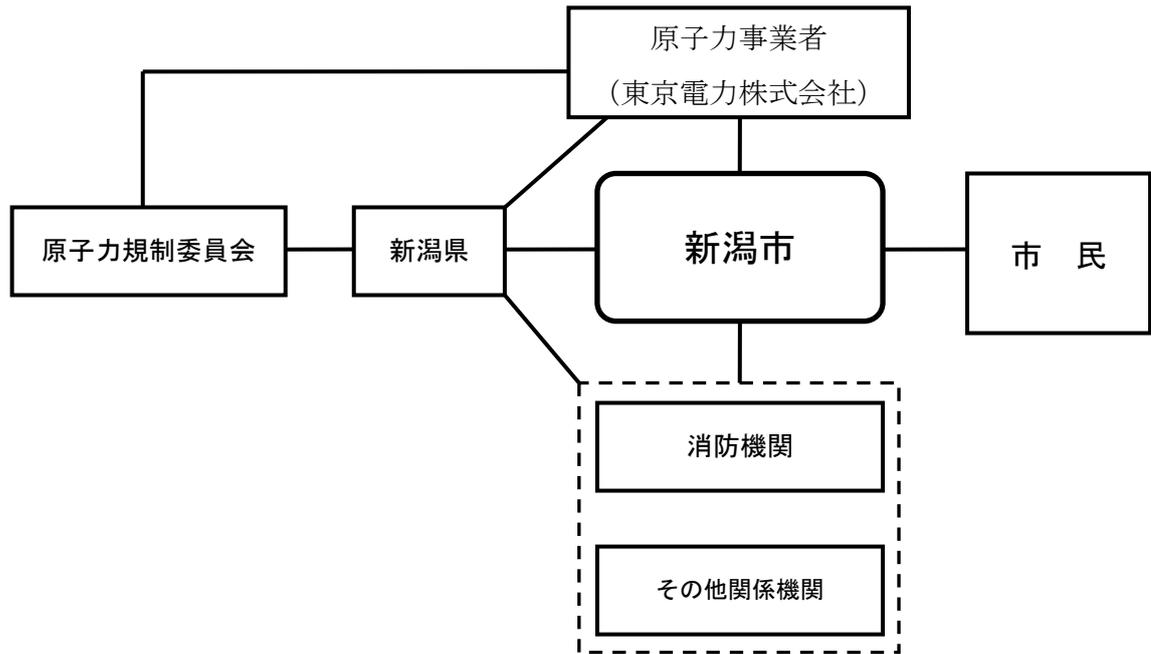
#### ア 市と関係機関との連携体制の確保

市は、国、県、県内他市町村、原子力事業者及びその他関係機関との間において、確実な情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- ・原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- ・防護対策の連絡方法
- ・関係機関等の連絡先

(伝達系統図)



イ 情報の分析整理

(ア) 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(イ) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のネットワーク化に努める。

ウ 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳や停電等への対策に十分留意する。

(2) 災害応急体制の整備

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

ア 警戒配備に必要な体制等の整備

市は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成なども行う。

イ 関係機関相互の連携体制

市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

ウ 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(3) 屋内退避・避難等に係る体制

市は、国、県、県内各市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。

また、市は、県及び市町村と連携した屋内退避・避難のための計画を作成する。

ア 屋内退避・避難計画等の作成

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者及びその他関係機関と連携をとりながら、屋

内退避・避難のための計画の作成、及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。

(ア) 病院、社会福祉施設等の体制の整備

病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。

(イ) 学校等施設における体制の整備

学校等施設の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。

イ 屋内退避・避難等の周知体制

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保、緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通管理体制の充実に努める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

(6) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 情報伝達手段の整備等

市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。

イ 市民相談窓口の準備

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

ウ 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(7) 原子力防災に関する市民への普及啓発

ア 市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。

イ 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(8) 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して行う。

(9) 防災訓練の実施

市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

(10) 他自治体からの避難者の受け入れ

県は、災害の状況により、市町村の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受け入れ、並びに避難経路所及び避難所の設置を要請する。

本市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受け入れの要請があり、受け入れが可能な場合は、避難経路所及び避難所となる施設を示したうえで受け入れをする。

3 災害応急対策

(1) 災害対策本部等の設置基準

市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

本部等設置基準

配備区分	設置基準	活動体制
1号又は 2号配備	1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき 3 その他市長が必要と認めるとき	災害警戒本部
3号又は 4号配備	1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部

ア 災害警戒本部の設置

(ア) 災害警戒本部設置基準

危機管理監は、1号及び2号配備体制の設置基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

(イ) 警戒本部設置場所

本部は、危機管理防災局に設置する。

(ウ) 組織

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

(エ) 所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- a 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- b 応急対策の検討、調整及び実施
- c 国・県等との情報の共有等
- d 関係機関との連絡調整
- e 市民等への広報
- f 報道機関への情報提供
- g 災害対策本部の立ち上げ準備
- h その他必要な事務

(オ) 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- a 災害対策基本法に基づく、災害対策本部が設置された場合
- b 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- c その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

イ 災害対策本部の設置

(ア) 災害対策本部設置基準

市長は、3号及び4号配備体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

(イ) 災害対策本部設置場所

災害対策本部は、新潟市役所本庁舎3階災害対策センターに設置する。

- (ウ) 組織  
組織の編成及び動員体制については、第 3 部第 1 章第 1 節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。
- (エ) 所掌事務  
災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。
- a 原子力災害の避難、屋内退避、受け入れに係る準備情報及び指示並びに解除に関すること
  - b 原子力災害の複合災害対策に関すること
  - c 災害対策本部の出動体制及び解除の決定に関すること
  - d 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
  - e 避難経路所及び避難所の開設並びに閉鎖に関すること
  - f 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること
  - g 災害対策経費の処理に関すること
  - h その他災害対策に関する重要事項に関すること
- (オ) 災害対策本部の廃止  
次の場合は災害対策本部を廃止する。
- a 原災法第15条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
  - b 市長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ウ 応援要請及び職員の派遣要請等
- (ア) 応援要請  
市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。
- (イ) 職員の派遣要請等  
市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとする。
- エ 自衛隊の派遣要請  
市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。
- オ 防災業務関係者の安全確保
- (ア) 防災業務関係者の安全確保方針  
市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。
- (イ) 防護対策
- a 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
  - b 市は、関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。
- (ウ) 防災業務関係者の放射線防護
- a 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。
  - b 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市は市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。
  - c 市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。

第 8 節 原子力事故災害対策計画

- d 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- e 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

(2) 屋内退避・避難等の防護活動

ア 方針

市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図るものとする。

イ 屋内退避・避難等の指標

市は、放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の概況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

ウ 屋内退避・避難等の対応方針

(ア) 屋内退避・避難等の判断

市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、当日の気象条件、緊急時モニタリング結果、県からの放射性物質の拡散予測等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

(イ) 屋内退避・避難等の周知及び誘導

市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。

エ 屋内退避・避難の実施

(ア) 屋内退避指示

市長は、県から、市民等が屋内退避すべき区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。

a 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合

b 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

(イ) 屋内退避の実施における留意点

a 市は、市民等に屋内退避の方法について周知する。

b 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。

c 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。  
なお、市は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。

(ウ) 市長による避難指示等

市長は、内閣総理大臣や県知事の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの指示を行う。

(エ) 避難手段

市長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶、飛行機等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。

自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。

また、市は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う。

(ウ) 避難の実施

市は県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。

市の区域を超えた避難等を行う場合は、県が受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。この場合、県は受け入れ先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

市は、県が示す受け入れ市町村の避難所等に避難を誘導する。

(カ) 避難の実施における関係機関の連携

- a 市は、県及び県警察等の関係機関と協力し、市民が円滑に避難できるよう連携するとともに、受け入れ市町村と協力し、避難先への誘導及び情報連絡体制の構築を図る。
- b 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。
- c 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。
- d 市は、県と協力し、あらかじめ定められた方法により戸別訪問、避難所における確認等、市民の避難状況を確認する。

また、避難指示を行った後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

(キ) 放送機関による屋内退避・避難の指示等の放送

放送機関は、屋内退避・避難の指示等があったときは、各放送機関のマニュアル等に基づきその内容を速やかに放送する。

(ク) 要配慮者の支援

- a 市は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。
- b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。
- c 市は、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。
- d 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下においては、感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(ケ) 病院、社会福祉施設、学校等の対応

a 病院等施設

病院等施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。

b 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。

c 学校等施設

学校等施設の管理者は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員・保護者等の引率のもと、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

また、園児・児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を報告する。

第 8 節 原子力事故災害対策計画

オ 市外避難所等の運営

市は、市外において避難所が設置された場合には、避難先市町村、住民組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。

(ア) 現況把握

市は、初動期において、避難先市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。

(イ) 避難者に対するケア

市は、初動期に、避難先市町村、県、関係機関等と協力し、避難所において各種の避難者ケアを実施する。

(ウ) 避難者に対するケアの引き継ぎ

市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難先市町村と協議の上、引き継ぐものとする。

カ 屋内退避・避難者の生活支援

(ア) 方針

市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避・避難者向けの生活支援に努める。

(イ) 物資の協力要請

市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。

(ウ) 物資の集積場所及び受け入れ・仕分け

市は、あらかじめ物資の受け入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

(エ) 物資供給の広報

市は、県と協力し、屋内退避・避難者へ円滑な物資供給を行うため、物資の供給場所、供給時間等について広報を行う。

(オ) 物資の配布等

市は、避難所等においては、自治会・町内会、自主防災組織等を通じて、要配慮者を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

(カ) ライフラインの供給確保

電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、屋内退避・避難中の供給を確保する。

キ 屋内退避・避難の解除

(ア) 屋内退避指示の解除

市長は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(イ) 避難指示等の解除

市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市域における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県との協議により市民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの指示解除等を行う。

ク 治安の確保及び火災の予防

市は、屋内退避・避難対象区域等の治安の確保について、県警察と協議し、万全を期す。特に、避難の指示を行った地域及びその周辺においては、国・県の協力を得ながら、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施する。

火災予防については、消防局とともに、火災予防に努める。

ケ 医療活動

(ア) 医療措置

市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

- (イ) 安定ヨウ素剤の予防服用  
市は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等について必要な措置を講じる。
- コ 避難者等の受け入れ  
市は、県又は、応援協定に基づき他市から避難者の受け入れ並びに避難経由所及び避難所の設置について要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の人数・要配慮者の有無等について確認し、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。
- (3) 社会的混乱防止
  - ア 交通規制等の実施  
県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡を取る。  
県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。  
なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。
  - イ 自主避難・買い占め等への対策
    - (ア) 自主避難等  
市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。  
このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。
    - (イ) 適切な流通の確保  
市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。
- (4) 飲料水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限
  - ア 飲料水、飲食物の摂取制限  
市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、飲料水の検査を実施する。  
食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。  
市は、原災指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講ずる。
  - イ 農林水産物等の採取及び出荷制限  
市は、原災指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、採取、漁業の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示する。
- (5) 緊急輸送活動
  - ア 方針  
市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。
  - イ 緊急輸送体制の確立
    - (ア) 緊急輸送の実施  
市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
    - (イ) 支援の要請

## 第 8 節 原子力事故災害対策計画

市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

## ウ 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。

## 4 災害復旧対策

## (1) 緊急事態解除宣言後の対応

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

## (2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

## (3) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

## (4) 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。

## (5) 災害地域住民に係る記録等の作成

## ア 被災市民の記録

市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

## イ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

## ウ 証拠書類の記録

市は、市民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

## (6) 被災者等の生活再建等の支援

## ア 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。

## イ 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康の保持・増進について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## (7) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客等の誘致等のための取り組みを実施する。

## (8) 被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。